

# 令和時代の財政の在り方に関する建議

(抜粋)

令和元年6月19日  
財政制度等審議会



### (3) 子ども・子育て

全世代型社会保障の構築に向けた重要な第一歩として、本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される。また、喫緊の課題である待機児童解消についても、政府は、平成29年6月に発表した「子育て安心プラン」を前倒し、令和2年度（2020年度）末までの3年間で合計約32万人分の受け皿整備を進めるなど取り組んできている。

こうした子ども・子育て支援の充実・強化を図るなかにおいても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、保育制度などの子ども・子育て支援新制度については、令和2年（2020年）において、施行後5年の見直しを迎えるに当たり、公定価格の適正化に向けた検討が必要である<sup>17</sup>。

公定価格は、地域区分別、利用定員別に応じて積み上げて算定された「基本額」に、事業の実施体制等に応じた「各種加算等」を加えた金額（公定価格＝基本額＋各種加算等）により構成されている。このように公費を基に運営されているにもかかわらず、例えば、平成30年度予算執行調査（財務省）において、保育所の収支差率（6.7%）が中小企業の平均（3.1%）を上回っていること等が確認された。

これを踏まえれば、経営実態を適切に反映した実態調査を行うとともに、公定価格の算定方式自体の在り方の検証が必要である。具体的には、公定価格の算定における個々の見直しを検討することに加えて、各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきである<sup>18</sup>。

また、仮に「積み上げ方式」を維持する場合であっても、公定価格の内訳についても、利用実態を反映した適正化が必要である。一例を挙げれば、保育所は原則土曜日開所が必要であるが、土曜日の利用希望者が

---

<sup>17</sup> このほか、昨秋の建議で示したとおり、児童手当についても、支給されるか否かの判定基準である所得の範囲について世帯合算で判断する仕組みへの変更や、所得制限を超える者に対する月額5千円の「特例給付」について廃止を含めた見直しを行うべきである。

<sup>18</sup> 社会保障制度における公定価格等の算定方式は、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬は「包括方式」となっているが、保育公定価格は「積み上げ方式」になっている。

おらず、常態的に土曜日を閉所する場合には、公定価格における土曜開所に係る費用を定率で調整する仕組みとなっている。一方で、実際の運営状況を見ると、開所していて満額が措置されていても、利用児童数や実際に勤務している職員数は平日の半分以下となっている場合が多い。更に、複数の保育所による共同保育を実施した場合、その週に閉所している施設も開所しているものとして公定価格が算定される仕組みになっている<sup>19</sup>。

こうした実態を踏まえれば、土曜日開所に係る公定価格の減算調整について、公平性の観点から、利用実態・運営実態を反映した、よりきめ細やかな調整の仕組みを導入することが必要である。〔資料Ⅱ－1－51、52 参照参照〕

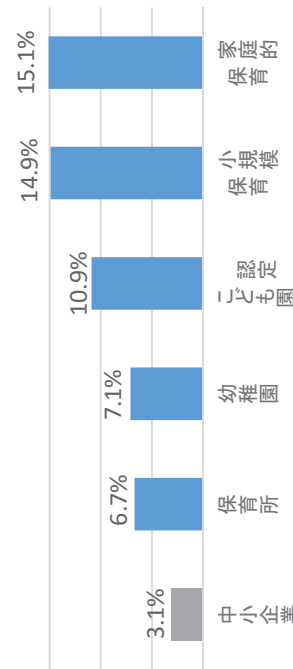
---

<sup>19</sup> 子ども・子育て会議（第41回）厚生労働省提出資料「保育所等の運営実態に関する調査結果」<速報>

### 【論点】

- 子ども・子育て支援制度については、新制度施行後5年の見直しを迎えるにあたり、公定価格の適正化に向けた検討が必要。
- 具体的には、収支差率が中小企業の平均を上回っていることを踏まえれば、公定価格の算定方式自体のあり方の検証が必要(図1)。
- また、公定価格の内訳についても、利用実態を反映した適正化が必要。例えば、保育所等は、原則土曜日開所が必要(図2)。土曜日の利用希望者がおらず、常態的に土曜日を閉所する場合には、公定価格における土曜日開所に係る費用を定率で調整する仕組みになっているが、実際の運営状況を見ると、開所しているも利用児童数や職員数が平日の半分以下であること等が確認された(図4)。また、複数の保育所による共同保育を実施した場合、その週に閉所しているものとして公定価格が算定される仕組みになっている(図3)。

【図1】施設類型別の収支差率

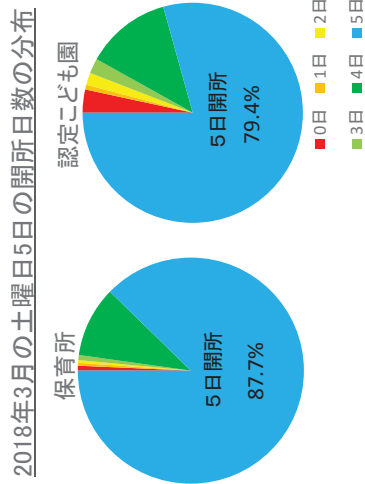


(出所) 2018年度予算執行調査(財務省)

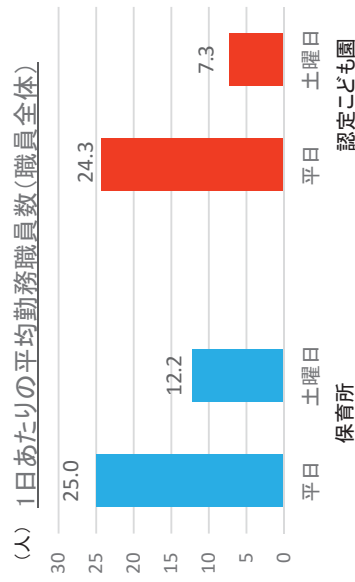
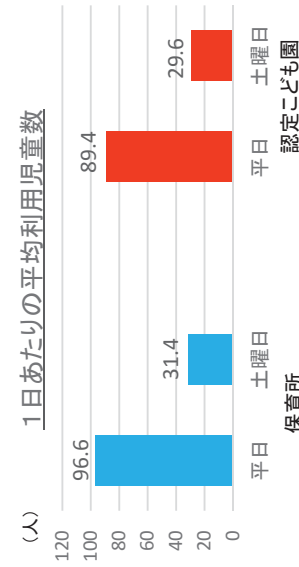
※保育所等の収支差率は、(収入-支出)÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。

※中小企業の収支差率は、経常利益÷売上高で算出し、2012～2016年度の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

【図2】土曜日の開所日数

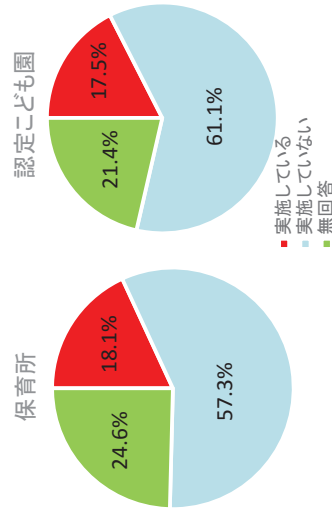


【図4】土曜日の利用児童数及び勤務する職員数



(図2～4の出所) 子ども・子育て会議(第41回)厚生労働省提出資料  
「保育所等の運営実態に関する調査結果」<速報>

【図3】土曜日の共同保育の実施状況



### 各社会保障制度における公定価格等の算定方式

|        | 診療報酬 | 介護報酬 | 障害福祉サービス等報酬 | 保育 公定価格 |
|--------|------|------|-------------|---------|
| 積み上げ方式 | ○    | ○    | ○           | ○       |
| 包括方式   | ○    | ○    | ○           | ○       |

### 【改革の方向性】(案)

- 新制度施行後5年の実施状況を踏まえ、公定価格の見直しを行う必要があり、例えば、常態的に土曜日に閉所する場合には減算の調整をすることになっているが、公平性の観点から、利用実態・運営実態に応じて、よりきめ細やかな減算調整の仕組みを導入することが必要。
- さらに、公定価格の算定における個々の見直しを検討することに加えて、各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきではないか。

# 児童手当の見直しについて（所得判定基準、特例給付）

資料Ⅱ-1-52

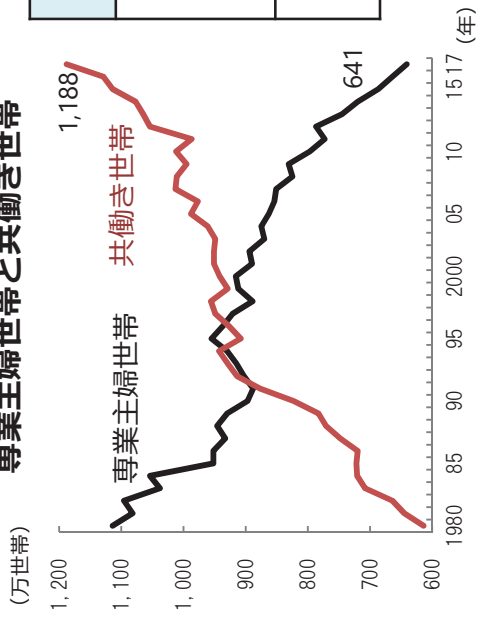
## 【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育て」について、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

## 【論点】

- 児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲（夫婦子2人の場合で年収960万円未満）については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされているが、1997年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になるなど、制度創設時から大きな変化が生じている。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断）
- また、児童手当の所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されているが、必ずしも足元の子育て費用に充てられていない状況にある。（2019年度予算 国費553億円、公費830億円、そのほか公務員分で37億円）

## 専業主婦世帯と共働き世帯

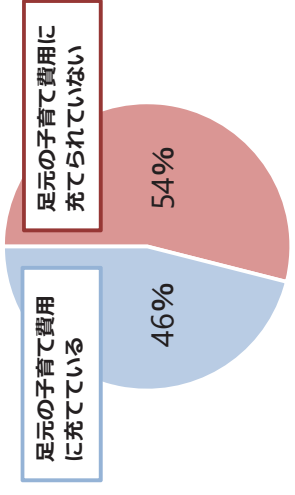


（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」  
 （注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

## 児童手当及び特例給付の概要

| 概要   | 対象児童数<br>(2019年度予算) |
|--|---------------------|
| ○0～3歳未満 一律15,000円<br>○3歳～小学校修了まで<br>第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）<br>○中学生 一律10,000円 | 1,479万人             |
| ○所得制限以上 一律5,000円<br>(当分の間の特例給付)  | 145万人               |

## 特例給付の用途別使用金額の構成比



（出所）厚生労働省「平成24年児童手当の使途等に係る調査」

## 児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

| 収入の例        |                           | 児童手当支給額（月額） |                            |
|-------------|---------------------------|-------------|----------------------------|
| 世帯収入1,200万円 | 夫 収入1,000万円<br>妻 収入 200万円 | 特例給付10,000円 | 小学生 5,000円<br>3歳未満 5,000円  |
| 世帯収入1,200万円 | 夫 収入 800万円<br>妻 収入 400万円  | 児童手当25,000円 | 小学生 10,000円<br>3歳未満15,000円 |

## 【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。
- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきではないか。